平成２８年（フ）第２４２号
北海道旭川市東光11条４丁目１番７号　チェリー11・４　101号
債務者　山口　一男
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号
北海道旭川市神居５条９丁目１番５号　翠明荘５号
債務者　江島佐也加
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３０号
岡山県倉敷市児島柳田町2316番地６ベルハイツ岡野107号室、旧住所岡山県倉敷市児島小川10丁目３番６－５号
債務者　那須真樹子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４２号
静岡県浜松市中区城北２丁目５番22号パストラルヒル303
債務者　田中　圭子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７８７９号
東京都昭島市昭和町２－７－４－101、住民票上の住所東京都青梅市畑中１丁目365―305
債務者　石野　和昭
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６号
北海道旭川市東光６条８丁目１番21号　コーポ６・８Ａ棟201号
債務者　長尾貴美枝
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４０号
北海道旭川市豊岡４条１丁目３番６号　コーポラスあらいえ102号室
債務者　中川　香苗
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６０号
東京都武蔵村山市本町２丁目61番地の10グラシア102号
債務者　七海　冴子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０７２号
東京都八王子市千人町３丁目10番５号メゾン・アトレ106号
債務者　横濱　重信
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６８５９号
東京都品川区南大井３丁目９―11―201
債務者　笹岡リリアンこと　ササオカ　リリアン　マーガレット
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８号
栃木県下都賀郡野木町大字佐川野676番地２、従前の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林672番地11　ビューハイツ南Ｆ―115号
債務者　小倉　昭子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第７７号
栃木県足利市島田町817番地
債務者　高橋　　恵
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５９６号
静岡県牧之原市細江229番地４　アレーゼⅡ102
債務者　畑　　愛子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５６号
東京都稲城市大丸232番地大原ハイツ111号室
債務者　松田　晃奈
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部